

令和 6 年度地域再生に資する施策の評価

令和 7 年 3 月

内閣府地方創生推進事務局

目 次

1. はじめに.....	1
(1) 本評価の背景と目的	1
(2) 今年度の評価の視点	2
2. 令和6年度の調査の分析結果.....	3
(1) 支援措置別の分析について	3
＜調査分析の視点＞	3
＜調査分析の結果＞	3
＜政策への反映の方向性＞	12
(2) 地域再生計画の認定制度及び個別支援措置について	14
＜調査分析の視点＞	14
＜調査分析の結果＞	14
＜政策への反映の方向性＞	26
(3) 官民連携について	27
＜調査分析の視点＞	27
＜調査分析の結果＞	27
＜政策への反映の方向性＞	29
3. 評価のまとめと次年度に向けた課題	30

1. はじめに

(1) 本評価の背景と目的

地域再生制度は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものである。

地域再生基本方針において、内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度、地域再生計画と連動した支援措置等について事後的な評価を行うこととされている。また、当該認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずることとされている。

地域再生制度は、創設以降これまで累次の制度改正が重ねられてきたが、特に、地方創生の流れを受けた平成 26 年以降は、

- ・ 平成 26 年臨時国会において、提出・認定手続のワンストップ化等による運用の改善
- ・ 平成 27 年通常国会において、「小さな拠点」の形成のための支援措置や企業の地方拠点強化税制の創設といった支援措置の追加
- ・ 平成 28 年通常国会において、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制の創設や「生涯活躍のまち」推進のための支援措置の追加
- ・ 平成 30 年通常国会において、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の創設等
- ・ 令和元年臨時国会において、地域住宅団地再生事業制度の創設等
- ・ 令和 6 年通常国会において、地域住宅団地再生事業制度の拡充や民間事業者等の施設整備に関する地方債の特例の創設、企業の地方移転を促進する地方拠点強化税制の対象の拡大

を行うなど、支援措置メニューの大幅な拡充を図っている。

運用実績としては、平成 17 年の制度創設から 20 年目を迎える令和 6 年度においても継続的な制度活用がなされ、令和 6 年 11 月末までの間に累計 12,552 計画の地域再生計画の認定が行われた。

特に、平成 28 年度以降は、デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）及び地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用する地域再生計画の認定が多数行われるなど、平成 28 年度から令和 5 年度の年度平均で約 1,307 計画（平成 17 年度から 27 年度の年度平均認定計画数は約 181 計画）の地域再生計画が認定されている。

この「地域再生に資する施策の評価」は、地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定）に基づき、地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対してアンケート調査やヒアリング調査を行うこと等により、地域再生計画の認定制度、当該制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置に関する事項について評価を行うものである。

令和6年度においては、従来の地域再生法第8条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）を作成した認定地方公共団体に対する調査（以下「認定地方公共団体向け調査」という。）に加え、地域再生計画の認定制度及び各支援措置等の認知度や活用にあたっての課題の把握を目的とした、全地方公共団体に対する調査（以下「全地方公共団体向け調査」という。）の2種類を実施した。

【参考】地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）（抜粋）

4 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

7) 認定地域再生計画の実施状況等

① （略）

② 地域再生に資する施策の評価

イ 内閣府は、最初に認定を行った年の翌年から毎年、地域再生計画の認定制度等について、1の「地域再生の意義及び目標」及び2の「地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針」に照らし、第三者の意見を聴いて、事後的な評価を行う。

ロ 意見を聴く第三者は、地域政策及び行政評価の専門家及び実務者とする。

ハ 内閣府及び関係府省庁は、イの評価及び各省庁が行う政策評価を踏まえ、地域再生計画認定制度等の内容についての見直しを行うなど必要な措置を講ずるものとする。

ニ なお、評価のための資料作成にあたっては、地方公共団体に過度の負担とならないよう、簡素化を図る。

（2）今年度の評価の視点

今年度は、①令和6年3月31日時点で活用されている認定地域再生計画の支援措置別の実施状況、②地域再生計画の認定制度及び個別支援措置の活用に至ったきっかけや認知度、今後の活用可能性、③官民連携の取組のうち、地域再生推進法人による取組に焦点を当て、評価分析を行った。

①については、認定地方公共団体向け調査及び全地方公共団体向け調査の結果をもとに、認定地域再生計画の目標達成・進捗状況と活用している支援措置とのクロス集計等を行うことにより、傾向について分析を行った。

②については、全地方公共団体向け調査の結果をもとに、地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用に至った経緯や活用にあたっての課題、主要な支援措置として掲げているものの活用実績が少ない7つの支援措置に係る認知度や今後の活用可能性等について分析を行った。

③については、官民連携の中でも、地域再生推進法人を活用した取組に焦点を当て、地域再生推進法人の役割や、地域再生推進法人と連携して地方創生事業に取り組むにあたっての利点や課題の克服への取組、工夫点等を調査することを目的にヒアリング調査を行った。

2. 令和6年度の調査の分析結果

(1) 支援措置別の分析について

<調査分析の視点>

今年度の調査対象である令和6年3月31日時点で活用されている認定地域再生計画（当該時点で計画期間が終了するものを含む。）5,274計画について、目標達成状況や進捗状況を支援措置による違いの観点から分析した。（回答計画数：4,897計画）

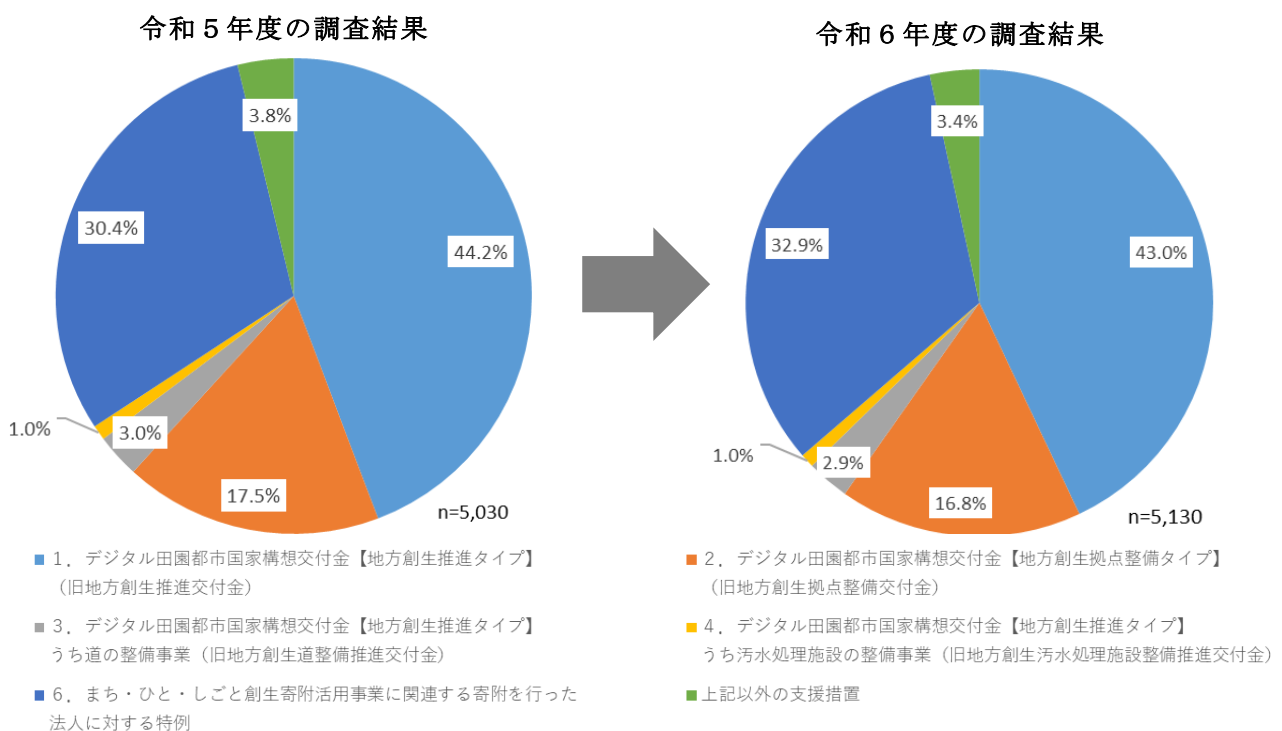
また、認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般に関する意見・要望を支援措置による違いの観点から分析した。

<調査分析の結果>

① 認定地域再生計画における支援措置の活用状況

認定地域再生計画の中で活用されている支援措置をみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」が43.0%で最も多く、続いて「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が32.9%、「2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】」が16.8%となっており、全体として令和5年度の調査結果と同様の構成比となっている。

図表 1：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）



図表 1 における「上記以外の支援措置」の内訳をみると、いずれも活用件数が50件以下であり、活用件数が10件以下の支援措置も多く見受けられる。

図表 2：認定地域再生計画における支援措置の活用状況（複数回答）

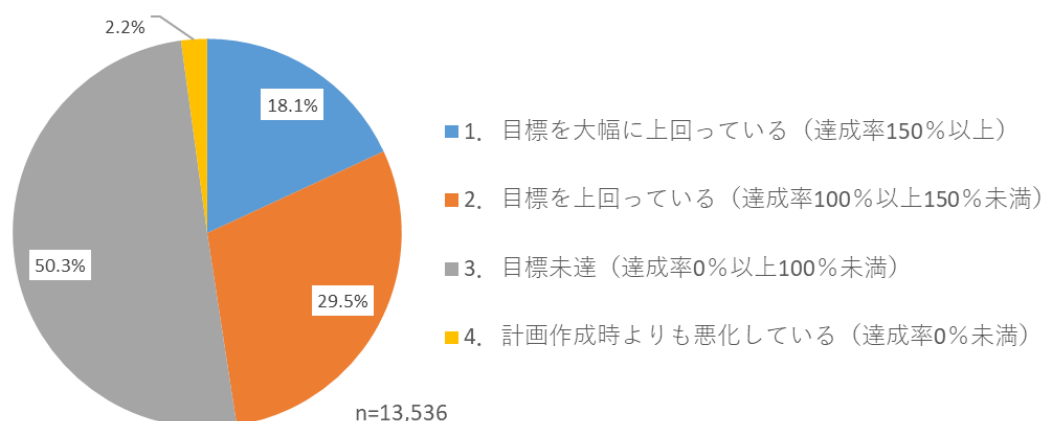
	活用している支援措置の名称	件数	構成比
まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）及び地方創生拠点整備タイプ）の活用	1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）	2,204	42.96%
	2. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）	862	16.80%
	3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業（旧地方創生道整備推進交付金）	151	2.94%
	4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業（旧地方創生污水处理施設整備推進交付金）	49	0.96%
	5. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち港の整備事業（旧地方創生港整備推進交付金）	49	0.96%
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例（地方創生応援税制）	6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例	1,689	32.92%
地域再生のための利子補給金の支給	7. 地域再生支援利子補給金	17	0.33%
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等	8. 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例	49	0.96%
地域来訪者等利便増進活動計画の作成等	9. 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例	2	0.04%
商店街活性化促進事業計画の作成等	10. 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置	2	0.04%
生涯活躍のまち形成事業計画の作成等	12. 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例	3	0.06%
地域住宅団地再生事業計画の作成等	13. 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例	2	0.04%
既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等	14. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例	1	0.02%
補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化	16. 補助対象施設の有効活用	11	0.21%
	17. 補助金で整備された公立学校施設の転用の財産処分手続きの弾力化	5	0.10%
	20. 農林水産関係補助対象施設の有効活用	2	0.04%
	21. 公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	7	0.14%
特定地域再生事業	22. 特定地域再生支援利子補給金	2	0.04%
	23. 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制	1	0.02%
「地域の知の拠点再生」「地域の雇用再生」「地域のつながり再生」「地域の再チャレンジ推進」「地域の交流・連携推進」「地域の産業活性化」及び「地域の地球温暖化対策推進」の各プログラムに位置付けている支援措置	26. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	18	0.35%
	27. 農山漁村振興交付金	1	0.02%
	29. 生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件の設定	1	0.02%
その他（各プログラムに属さない横断的支援措置）	31. 公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置	1	0.02%
	32. 公有地の拡大の推進に関する法律による先買いに係る土地を供することが出来る用途の範囲の拡大	1	0.02%
	合計	5,130	100.00%

（注）緑枠内が図表 1 における「上記以外の支援措置」に該当するものである。なお、活用件数0件の支援措置を除外している。また、1つの計画に複数の支援措置を記載することが可能なため合計は回答計画数を超過している。

② 認定地域再生計画の目標達成状況

令和5年度時点における認定地域再生計画の各目標の達成状況をみると、「1. 目標を大幅に上回っている」が18.1%、「2. 目標を上回っている」が29.5%となっており、目標を達成できたとする割合が47.6%を占めている。

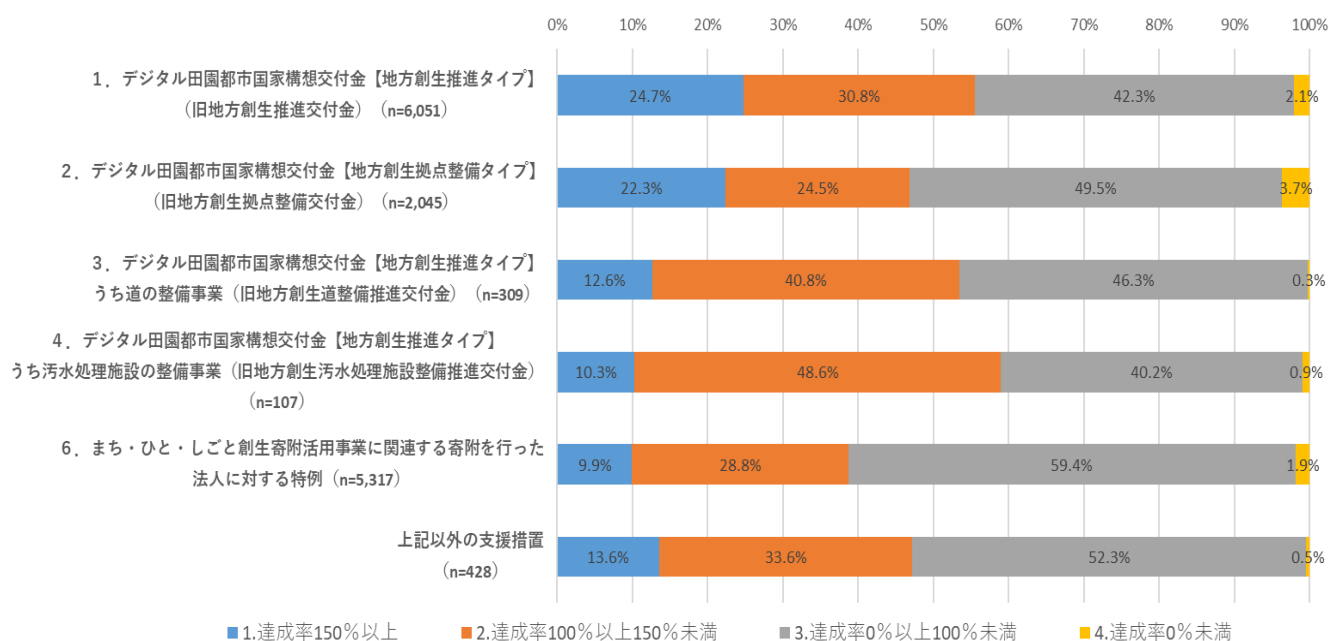
図表 3：認定地域再生計画の目標達成状況（令和5年度）



（注）1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成状況（令和5年度）を回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

また、これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」、「3. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち道の整備事業」及び「4. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】うち污水处理施設の整備事業」において、目標を達成できたとする割合が50%を超えている。

図表 4：支援措置別の認定地域再生計画の目標達成状況（令和5年度）

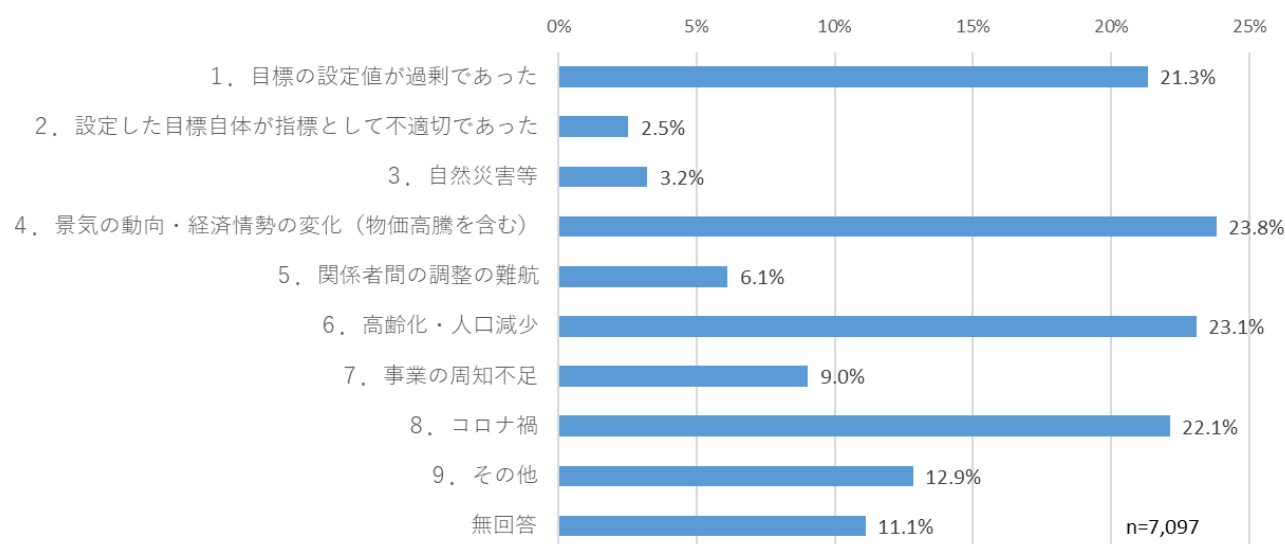


（注）1つの認定地域再生計画に複数の支援措置が記載されている場合は、それぞれの支援措置ごとに目標数を計上しているため、(n)の合計は図表3の目標数よりも大きくなっている。

令和5年度の達成状況が「目標未達」、「計画作成時よりも悪化している」となっている目標について、その理由をみると、「4. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が23.8%で最も多く、続いて「6. 高齢化・人口減少」が23.1%、「8. コロナ禍」が22.1%、「1. 目標の設定値が過剰であった」が21.3%となっている。

令和5年度の調査結果では、「コロナ禍」が53.4%と最も多かったことから、事業に対するコロナ禍の影響は大きく減少した一方で、「高齢化・人口減少」については、令和5年度の調査結果である19.3%から約4%増加した。

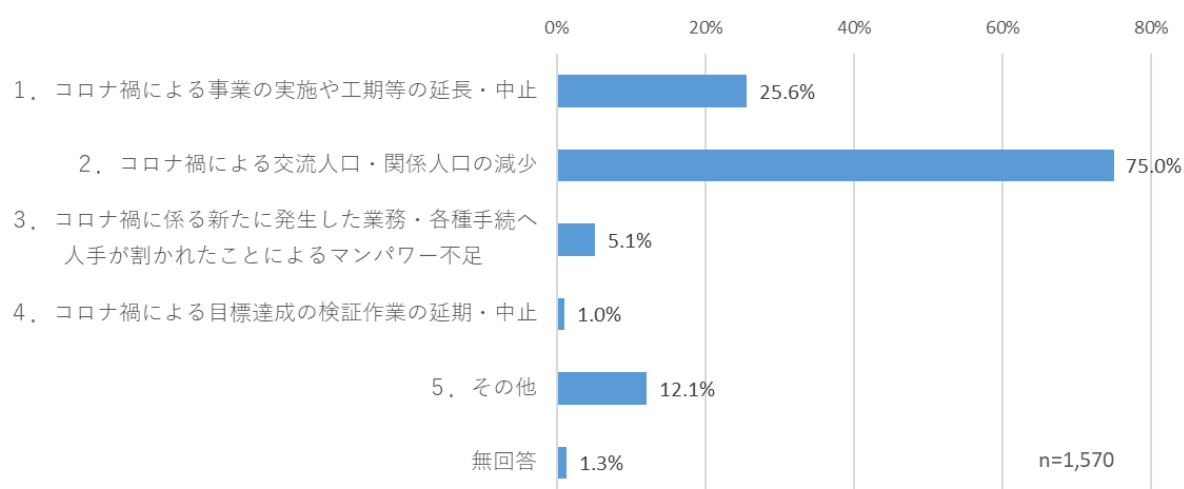
図表 5：認定地域再生計画の目標値未達成の理由（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

また、目標値未達成の理由を「コロナ禍」と回答した目標について、その詳細な理由をみると、「2. コロナ禍による交流人口・関係人口の減少」が75.0%で最も多く、続いて「1. コロナ禍による事業の実施や工期等の延長・中止」が25.6%となっている。

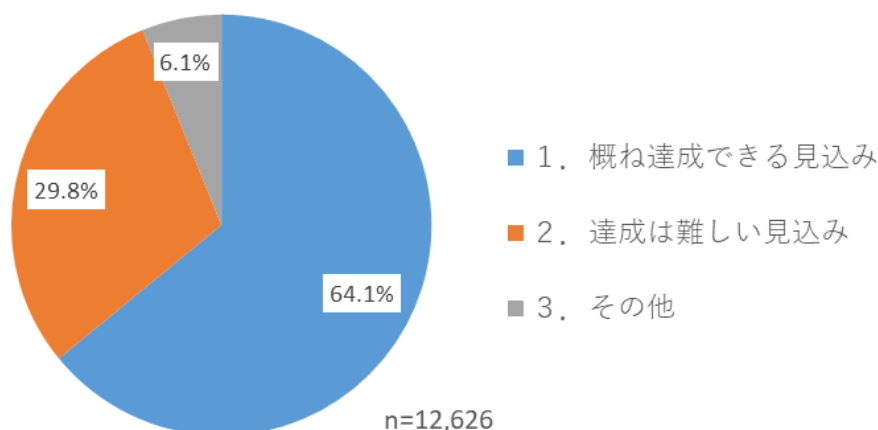
図表 6：目標値未達成の理由を「コロナ禍」とした場合の詳細な理由（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

さらに、令和6年度以降に計画期間が終了する認定地域再生計画の各目標について、最終年度の目標達成見込みをみると、「1. 概ね達成できる見込み」が64.1%、「2. 達成は難しい見込み」が29.8%となっている。

図表 7：認定地域再生計画の最終年度目標達成見込み



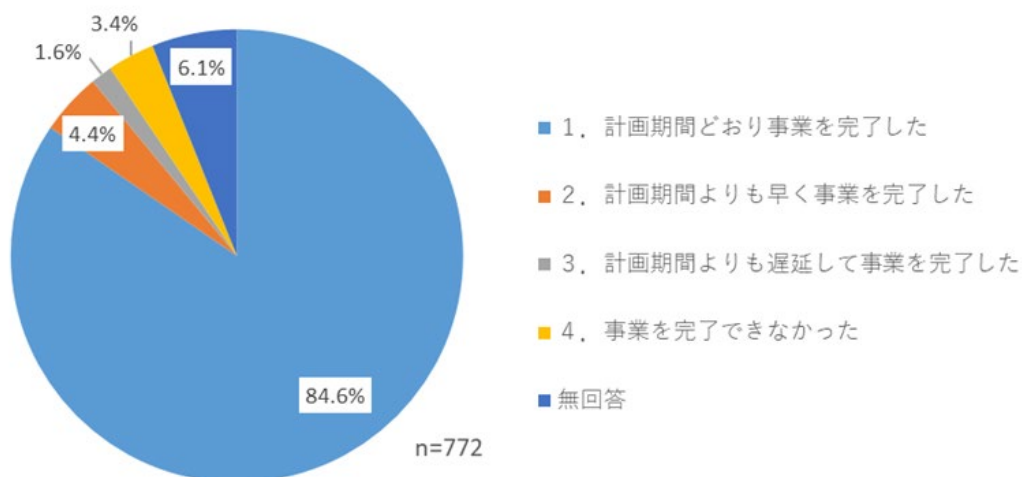
(注) 1つの認定地域再生計画に複数の目標が設定されており、最大5つの目標に対してそれぞれ達成見込みを回答しているため、目標数は回答計画数を超過している。

「その他」の主な内容としては、「自然災害や物価高騰をはじめとする社会情勢の変動」や「関連する統計調査結果の未公表によって、本調査時点で最終年度の達成見込みが判断できない」といった記述があった。

③ 計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画の遂行状況

計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画の遂行状況をみると、「1. 計画期間どおり事業を完了した」が84.6%、「2. 計画期間よりも早く事業を完了した」が4.4%、「3. 計画期間よりも遅延して事業を完了した」が1.6%となっており、約9割の計画が事業を完了できたとしている。

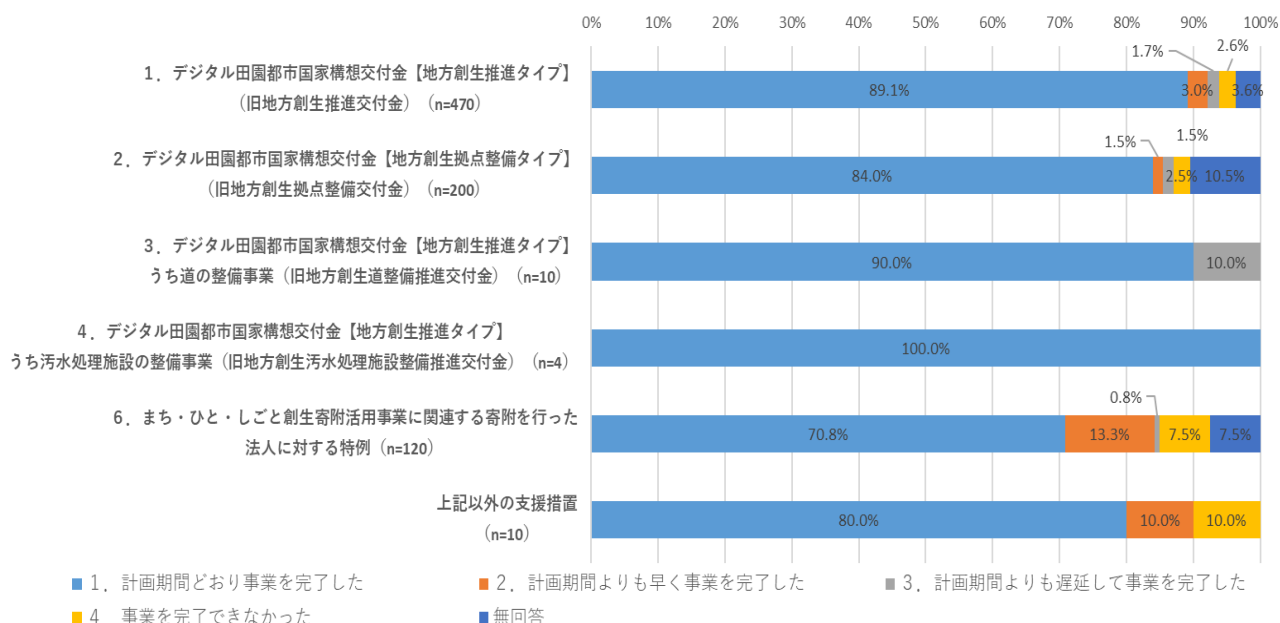
図表 8：計画期間が令和5年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



また、これを支援措置別にみると、「1. デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】」では、「1. 計画期間どおり事業を完了した」計画が 89.1%となっている。

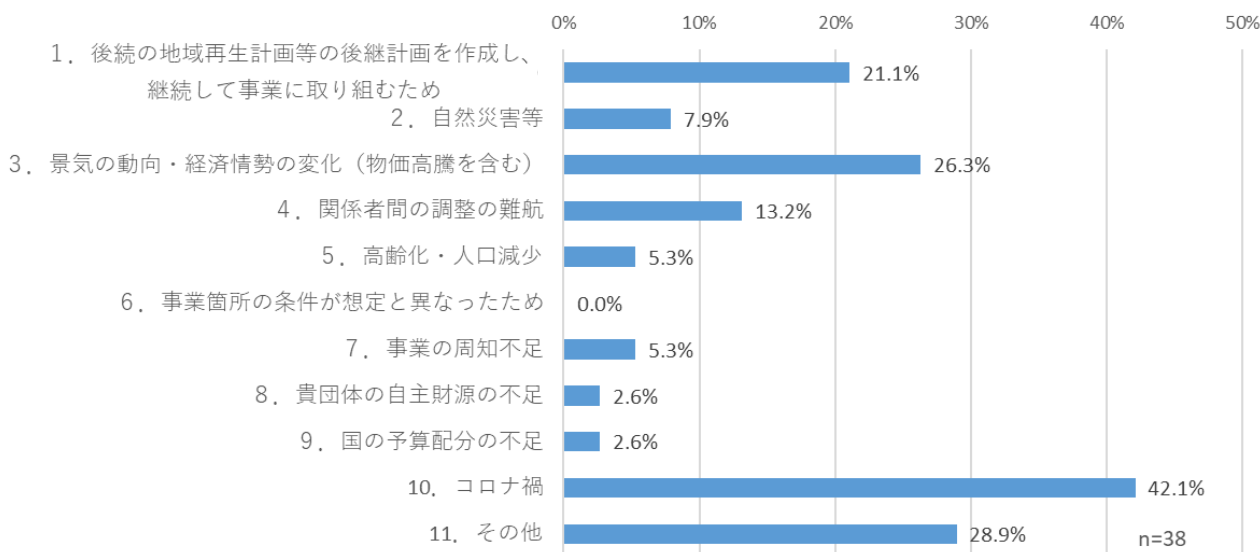
また、「6. まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」では「2. 計画期間よりも早く事業を完了した」計画が 13.3%、「4. 事業を完了できなかった」計画が 7.5%と、いずれも他の支援措置と比較し、高い水準となっている。

図表 9：支援措置別の計画期間が令和 5 年度末までの認定地域再生計画の遂行状況



「計画期間よりも遅延して事業を完了した」、又は「事業を完了できなかった」について、その理由をみると、「10. コロナ禍」が 42.1%で最も多くなっており、続いて「3. 景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が 26.3%、「1. 後続の地域再生計画等の後継計画を作成し、継続して事業に取り組むため」が 21.1%となっている。

図表 10：遅延・完了できなかった理由（複数回答）

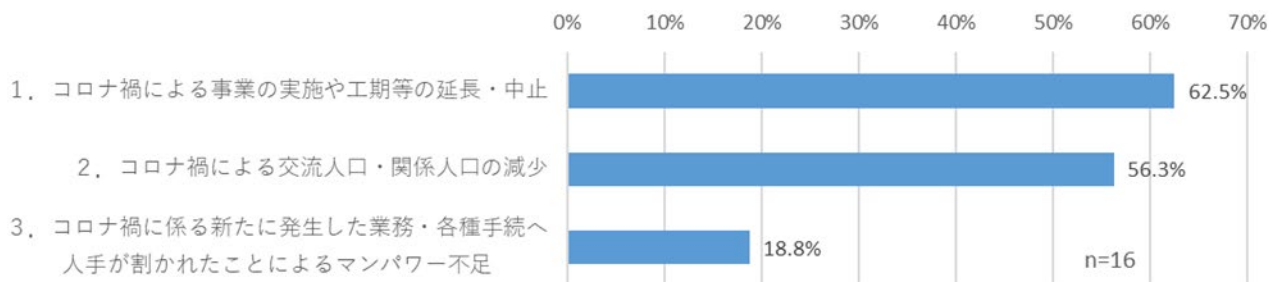


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

「その他」の主な内容としては、「半導体及び資材全般の不足に伴う納期の遅延」や「事業の一部変更に伴う設計や協議の追加発生」といった記述があった。

また、遅延・完了できなかった理由を「コロナ禍」と回答した計画について、その詳細な理由をみると、「1. コロナ禍による事業の実施や工期等の延長・中止」が 62.5%、「2. コロナ禍による交流人口・関係人口の減少」が 56.3%となっている。

図表 11：遅延・完了できなかった理由を「コロナ禍」とした場合の詳細な理由（複数回答）

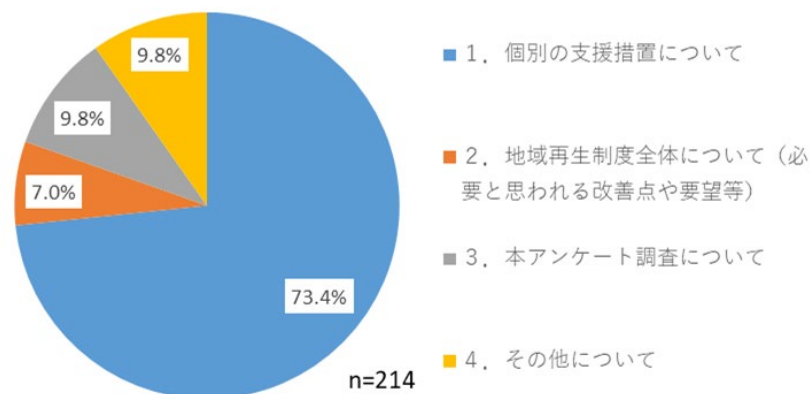


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

④ 認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般に関する意見・要望

回答があった1,671団体のうち、164団体から214件の意見・要望が寄せられた。その内容を分類・整理したところ、「1. 個別の支援措置について」が 73.4%、「2. 地域再生制度全体について」が 7.0%、「3. 本アンケート調査について」が 9.8%となっている。

図表 12：意見・要望の内訳（複数回答）



個別の支援措置に関する意見・要望を整理したところ、主な記述として以下が見られた。

■ デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生推進タイプ】（旧地方創生推進交付金）

- デジタル田園都市国家構想交付金実施計画と地域再生計画の様式が統合され、事務作業が簡素化されたところであるが、申請手続についても統合してほしい。
- 当初予算分の横展開型に係る評価基準について、「自立性」と「デジタル社会の形成への寄与」の2つ、及び「官民協働」、「地域間連携」、「政策・施策間連携」の3

つのうち2つの充足が必要となっているところ、従前より評価基準が増え、申請のハードルが上がったと感じる。「デジタル社会の形成への寄与」の必要性については理解できるため、これに替わり、他の評価基準を緩和してほしい。

- 令和5年度補正予算分から「万博の開催を契機として実施する地方創生に資する事業」が横展開型の対象事業となっているが、用途を特定されると、活用できる地方公共団体は限られる。地域の実情に応じた取組を支援するためには、多くの地方公共団体にとって使い勝手の良い、安定的な財源の確保・充実に努めてほしい。
- デジタル田園都市国家構想交付金実施計画に記載すべき内容について、詳細かつ具体的な内容の記載を求められるため、新規に地域再生計画を作成するのはハードルが高く、敬遠してしまう。
- 時勢や様々な状況を踏まえ、内容を見直しながら柔軟に事業に取り組もうとしても、変更手続及びその承認を待って着手が可能となることから、迅速かつ柔軟な取組の実施が難しい制度となっている。
- 交付対象事業の拡大並びに申請上限数及び交付上限額の引き上げを希望する。

■ デジタル田園都市国家構想交付金【地方創生拠点整備タイプ】（旧地方創生拠点整備交付金）

- 介護施設等、制度上特定の収入で事業に係る費用を賄うこととされている施設や、他の国庫補助金等を受けている施設の整備についても支援の対象としてほしい。
- 当初予算分に係る申請上限件数を増やしてほしい。
- 国費による上限額や補助率（1／2）の引き上げ等、地方公共団体における負担の縮減に向けた支援を希望する。
- 今後も、地方公共団体のニーズに応じた幅広い活用が可能となるような制度運用と、当該交付金制度の維持及び予算の十分な確保をお願いしたい。
- 地方や過疎地域における活用事例を共有してほしい。

■ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例

- 企業版ふるさと納税の現行制度は、令和2年度税制改正により拡充され、令和6年度末までの時限措置とされているが、着実に寄附実績が伸びており、法人側にも本制度の趣旨や寄附のしやすさが浸透してきていると実感していることから、税額控除の特例措置の水準維持を前提とした延長を希望する。これにより、法人とのパートナーシップの構築が図られるとともに、地方へ資金が流れるようになり、より地方創生に資すると考える。
- 令和7年度以降も本制度が維持された場合の地域再生計画の認定・延長等の手続、スケジュールについて早期に示してほしい。
- 企業が地域活性化に貢献し、地方公共団体が寄附金を活用して地域振興やインフラ整備、子育て支援などに投資できるというメリットがある一方で、現行制度では、地方公共団体間で法人税を取り合うような状況となっており、税収が減少する地方公共団体も存在する。東京一極集中の是正及び地方の活性化を目指すのであれば、

財政力指数が高い地域から低い地域への寄附に限定するなど、制度の見直しが必要と考える。

- 企業の自己負担割合が最小（約 1 割）になるように寄附をする場合の寄附額の上限の目安が課税対象所得の 1 %相当となっているところ、これを拡大してほしい。
- 地域再生計画に定められた事業を実施するための基金の管理運用について、事務の簡略化を希望する。
- 既存で実施している事業への寄附について、寄附を契機とする質的又は量的な変化を求めずとも受け入れ可能としてほしい。

＜政策への反映の方向性＞

令和５年度時点における認定地域再生計画の各目標の達成状況をみると、目標値未達成の割合が５２．４％であり、その内訳は、「目標未達（達成率０％以上１００％未満）」が５０．３％、「計画作成時よりも悪化している（達成率０％未満）」が２．２％となっている。

達成状況の評価を行うに当たり、目標達成率については、各地方公共団体が目標の内容・性質を踏まえ、独自の算出方法を定めていることも想定されるため、統一的な基準で評価することには一定の限界があるものの、過去の調査結果においても目標値未達成の割合が継続的に５割前後で推移している状況から、全体的な目標達成率を向上させるための改善策の検討が求められる。

目標値未達成の割合を支援措置別にみると、「６．まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」において６１．３％となっており、他の支援措置と比較し、達成率が低い水準となっている。

目標値未達成の理由としては、「景気の動向・経済情勢の変化（物価高騰を含む）」が２３．８％と最も多く、コロナ禍以降の経済活動の活性化やウクライナ危機、足元の円安進行を背景とした燃料・資材価格の高騰が大きな影響を及ぼしていると考えられる。

令和５年度の調査結果では５３．４％で最も多かった「コロナ禍」が、令和６年度の調査では２２．１％と大きく減少しており、今後もコロナ禍の影響が減少する傾向は続く予想されるものの、目標達成状況の改善に向けては、認定地方公共団体において、アフターコロナの社会情勢や生活様式の変化を考慮した認定地域再生計画に係る事業内容（事業費や目標の内容・数値等）の見直しの必要性が今後も高まるものと考えられる。

一方で、「目標の設定値が過剰であった」、「設定した目標自体が指標として不適切であった」と回答する地方公共団体も見受けられたことから、今後、行政のみならず、地域の多様な主体の参画を得て、計画の内容や目的に沿った適切な指標を設定（議会への説明へも留意）するとともに、計画の実施状況を踏まえた目標の柔軟な変更を図ることが求められる。

また、認定地域再生計画の各支援措置や地域再生制度全般に関する意見・要望について、令和５年度のデジタル田園都市国家構想交付金実施計画と地域再生計画の様式が統合されたことによる事務負担の軽減が評価されているといった意見がある一方で、地域再生計画の認定や当該交付金の交付に係る申請窓口の一本化、申請・報告に用いる様式の簡素化といった手続の改善に関する要望が多数寄せられた。また、交付対象事業に関する要件の緩和や交付上限額の引き上げを求める意見も多いことから、引き続き、地域再生計画に係る各種支援措置の実効性と地方公共団体における利便性の両立を目指した制度の改善を図っていくことが望ましい。

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」については、税額控除の特例措置の適用期限が令和６年度までとなっているところ、地方創生に向けた財源確保及び官民連携の創出の観点から地方公共団体と法人の双方にとって有益であるため、現在の税の軽減効果（寄附額の最大９割）を維持した上での延長を求める意見が多数寄せられた。また、当該措置の適用期限の延長に伴う地域再生計画の認定申請等に係る手続やスケジュールの早期提示に関する要望もあるため、地方公共団体が少ない

負担で、切れ目なく支援を活用できるための手続の設計や情報の周知が必要であると考えられる。

なお、認定地域再生計画の達成状況等の本アンケート調査については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）の実施計画の達成状況等の調査と類似していることから、調査項目の整理や調査の集約化による地方公共団体の事務負担の軽減を図る必要があると考えられる。

(2) 地域再生計画の認定制度及び個別支援措置について

<調査分析の視点>

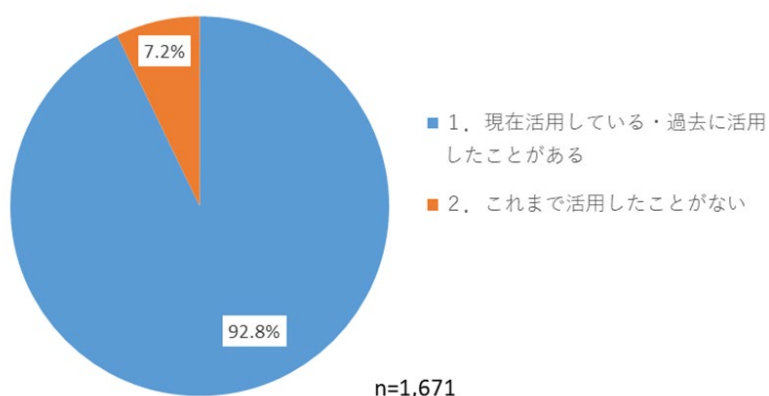
全地方公共団体（全 1,788 団体（うち、都道府県 47、市区町村 1,741））における地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用経緯や活用にあたっての課題、個別の支援措置に係る認知度や今後の活用可能性等について分析した。（回答団体数：1,671 団体）

<調査分析の結果>

① 地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置の活用状況

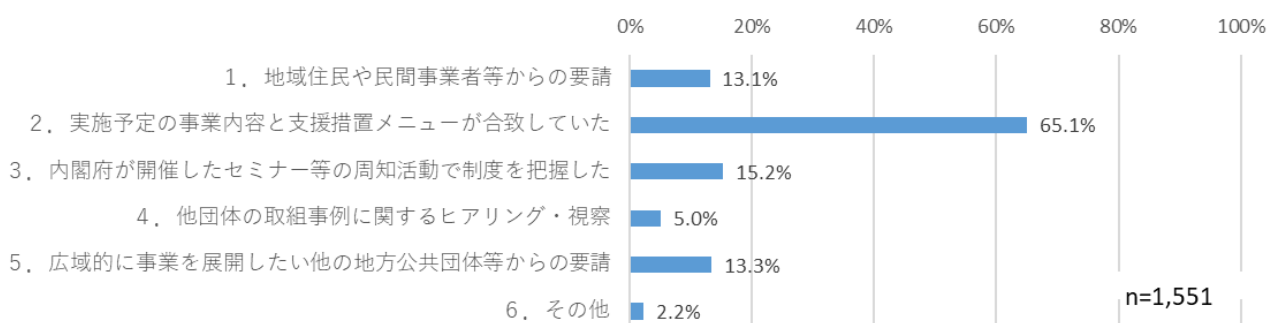
地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置の活用実績の有無をみると、「1. 現在活用している・過去に活用したことがある」が 92.8%、「2. これまで活用したことがない」が 7.2%となっている。

図表 13：地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用実績の有無



地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置の活用に至った経緯をみると、「2. 実施予定の事業内容と支援措置メニューが合致していた」が 65.1%で最も多く、「3. 内閣府が開催したセミナー等の周知活動で制度を把握した」が 15.2%、「5. 広域的に事業を展開したい他の地方公共団体等からの要請」が 13.3%、「1. 地域住民や民間事業者等からの要請」が 13.1%となっている。

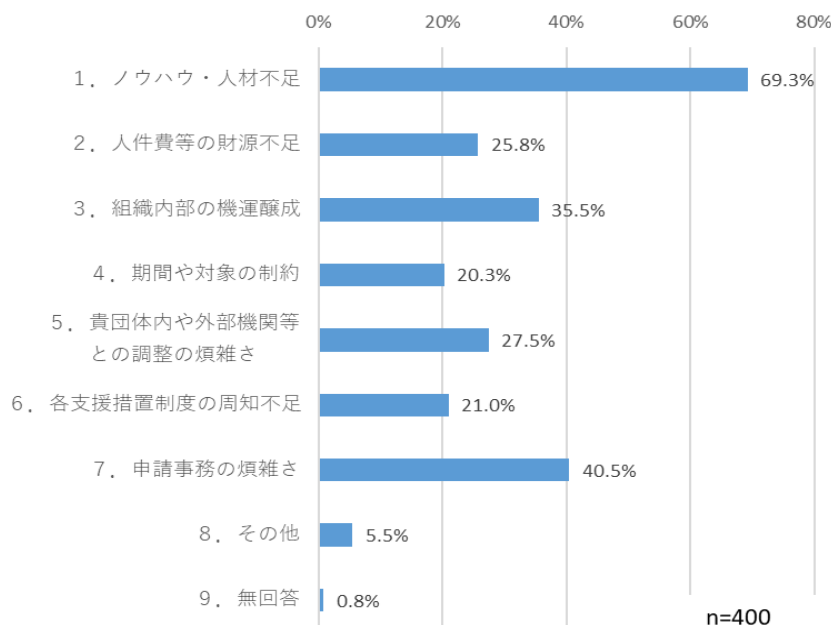
図表 14：地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用の経緯（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用の課題をみると、「1. ノウハウ・人材不足」が 69.3%で最も多く、続いて「7. 申請事務の煩雑さ」が 40.5%、「3. 組織内部の機運醸成」が 35.5%となっている。

図表 15：地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用の課題（複数回答）



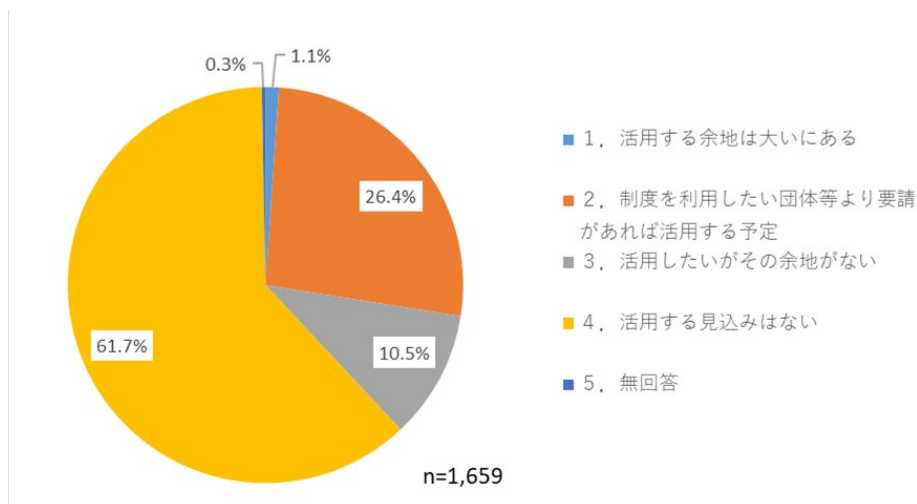
(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

② 「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」について

「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」の活用の有無をみると、「1. 現在活用している」が 0.1%、「2. 過去に活用したことがある」が 0.3%となっている。

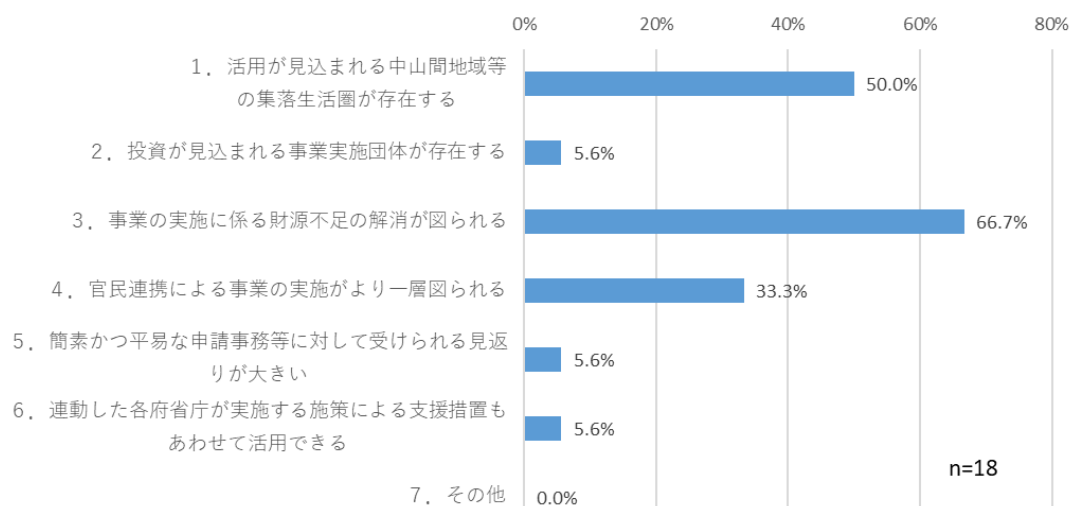
活用実績がない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「1. 活用する余地は大いにある」が 1.1%となっている。

図表 16：「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」を活用したことがない場合について今後活用する余地の有無



また、「活用する余地は大いにある」の理由・メリットをみると、「3. 事業の実施に係る財源不足の解消が図られる」が 66.7%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれる中山間地域等の集落生活圏が存在する」が 50.0%、「4. 官民連携による事業の実施がより一層図られる」が 33.3%となっている。

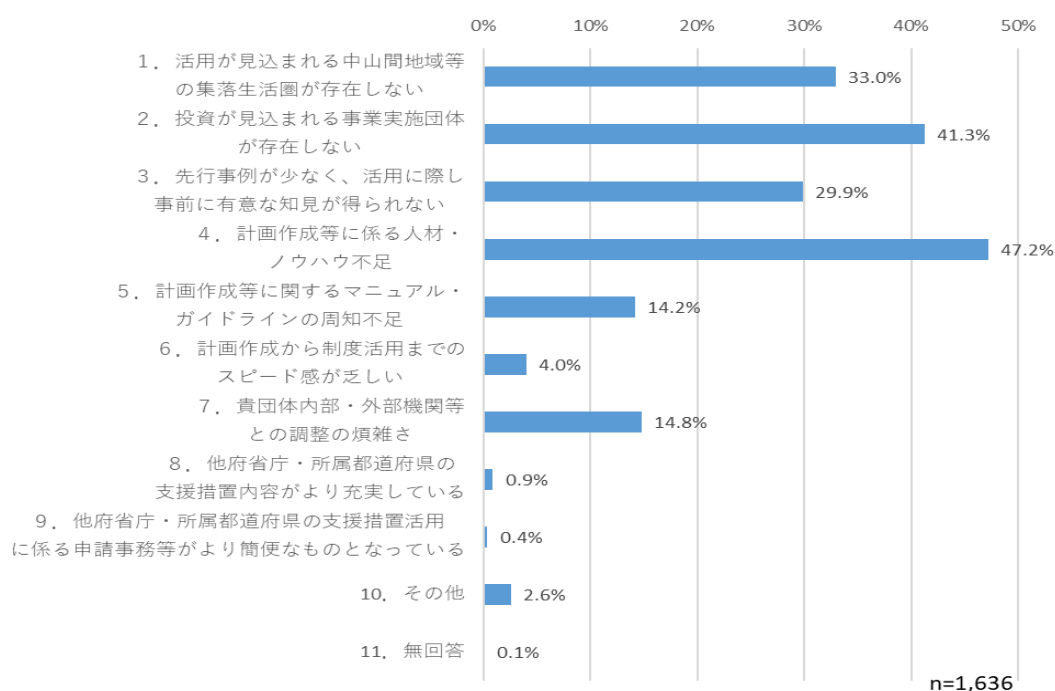
図表 17 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

一方で、「活用する余地は大いにある」以外を回答した理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が 47.2%で最も多く、続いて「2. 投資が見込まれる事業実施団体が存在しない」が 41.3%、「1. 活用が見込まれる中山間地域等の集落生活圏が存在しない」が 33.0%となっている。

図表 18 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）

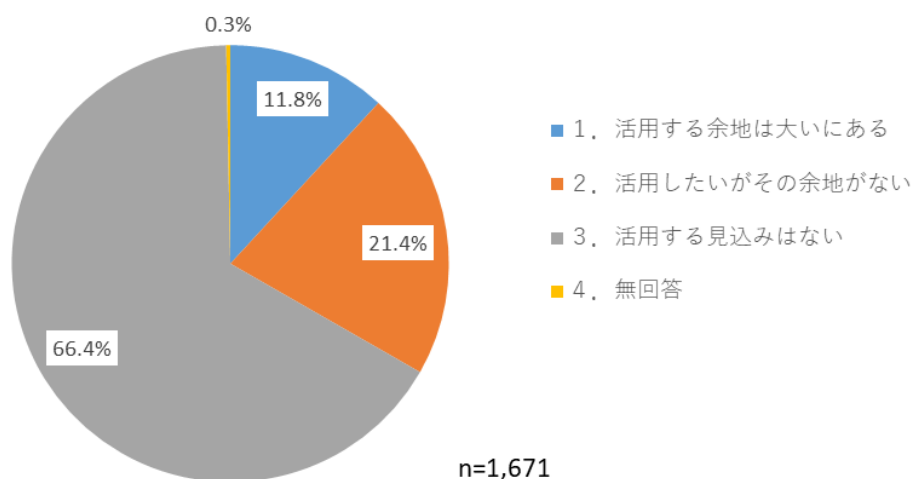


(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

③ 「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」について

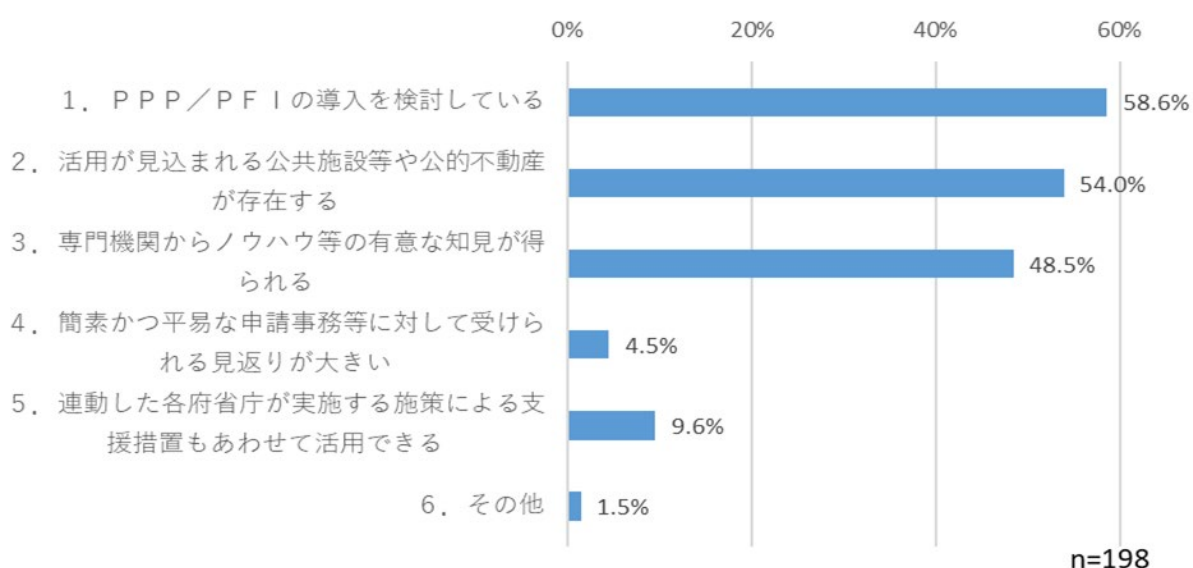
「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」について、今後の活用余地の有無をみると、「1. 活用する余地は大いにある」が 11.8%となっている。

図表 19 「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」における措置の内容の把握の有無



また、「活用する余地は大いにある」の理由・メリットをみると、「1. PPP/PFI の導入を検討している」が 58.6%で最も多く、続いて「2. 活用が見込まれる公共施設等や公的不動産が存在する」が 54.0%、「3. 専門機関からノウハウ等の有意な知見が得られる」が 48.5%となっている。

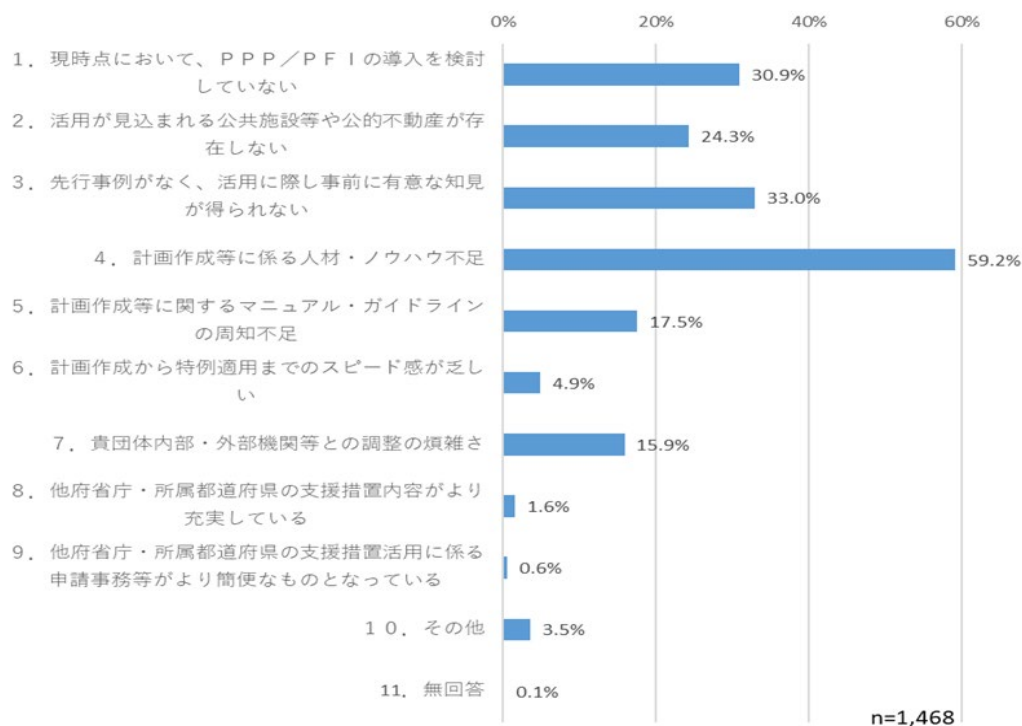
図表 20 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

一方で、「活用する余地は大いにある」以外を回答した理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が 59.2%で最も多く、続いて「3. 先行事例がなく、活用の際に事前に有意な知見が得られない」が 33.0%、「1. 現時点において、PPP/PFI の導入を検討していない」が 30.9%となっている。

図表 21 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）



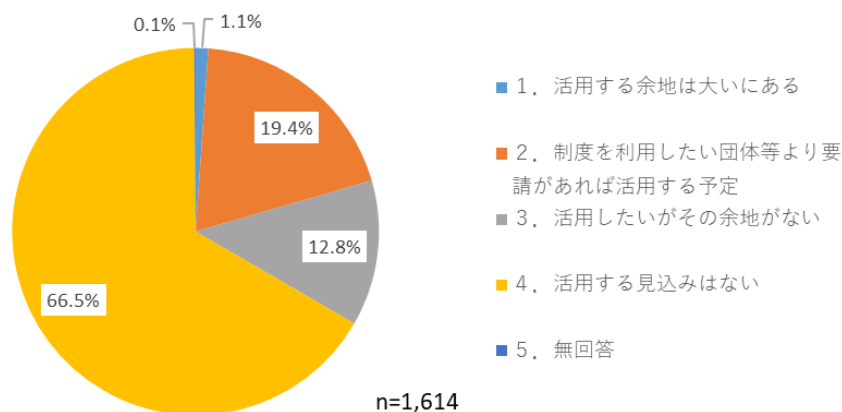
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

④ 「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」について

「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」の活用の有無をみると、「1. 現在活用している」が 0.1%となっている。

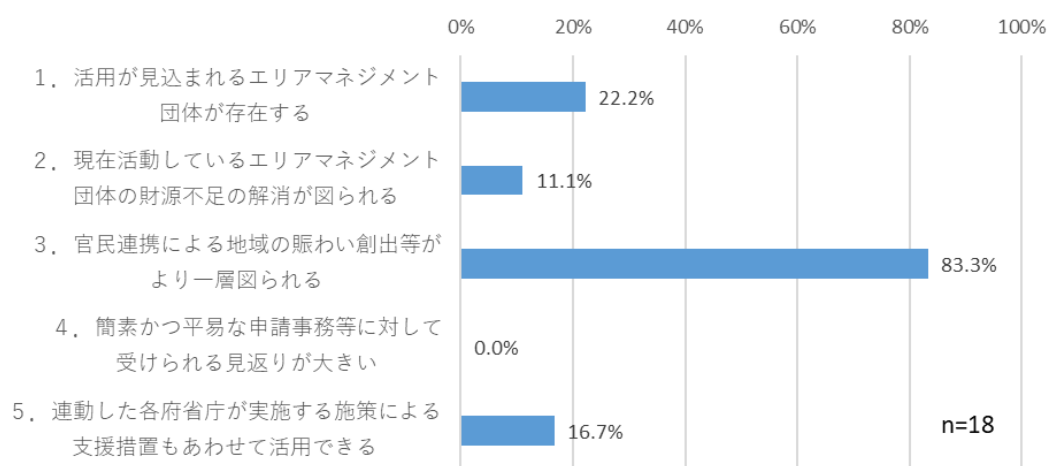
活用実績がない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「1. 活用する余地は大いにある」が 1.1%となっている。

図表 22 : 「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」を今後活用する余地の有無



また、「活用する余地は大いにある」の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による地域の賑わい創出等がより一層図られる」が 83.3%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれるエリアマネジメント団体が存在する」が 22.2%、「5. 連動した各府省庁が実施する施策による支援措置もあわせて活用できる」が 16.7%となっている。

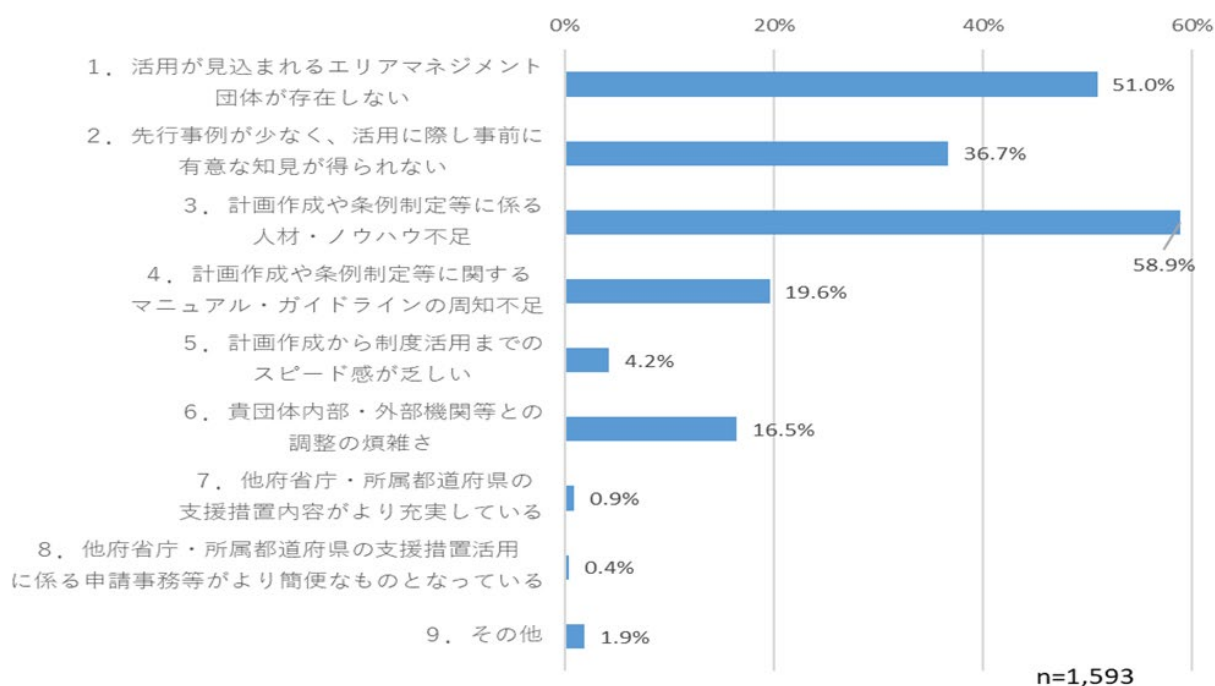
図表 23 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

一方で、「活用する余地は大いにある」以外を回答した理由をみると、「3. 計画作成や条例制定等に係る人材・ノウハウ不足」が 58.9%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれるエリアマネジメント団体が存在しない」が 51.0%、「2. 先行事例が少なく、活用の際に事前に有意な知見が得られない」が 36.7%となっている。

図表 24 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）



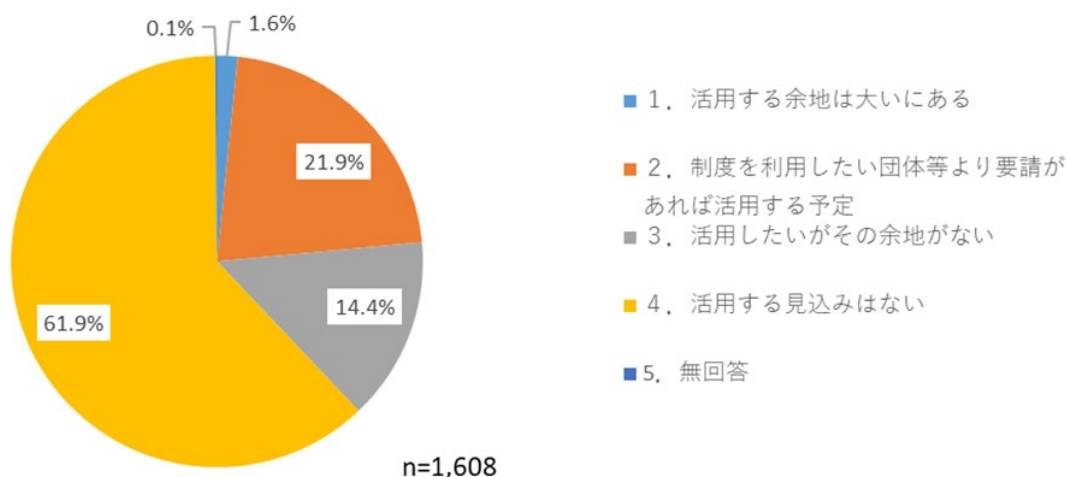
(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない。

⑤ 「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」について

「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」の活用の有無をみると、「1. 現在活用している」が0.1%となっている。

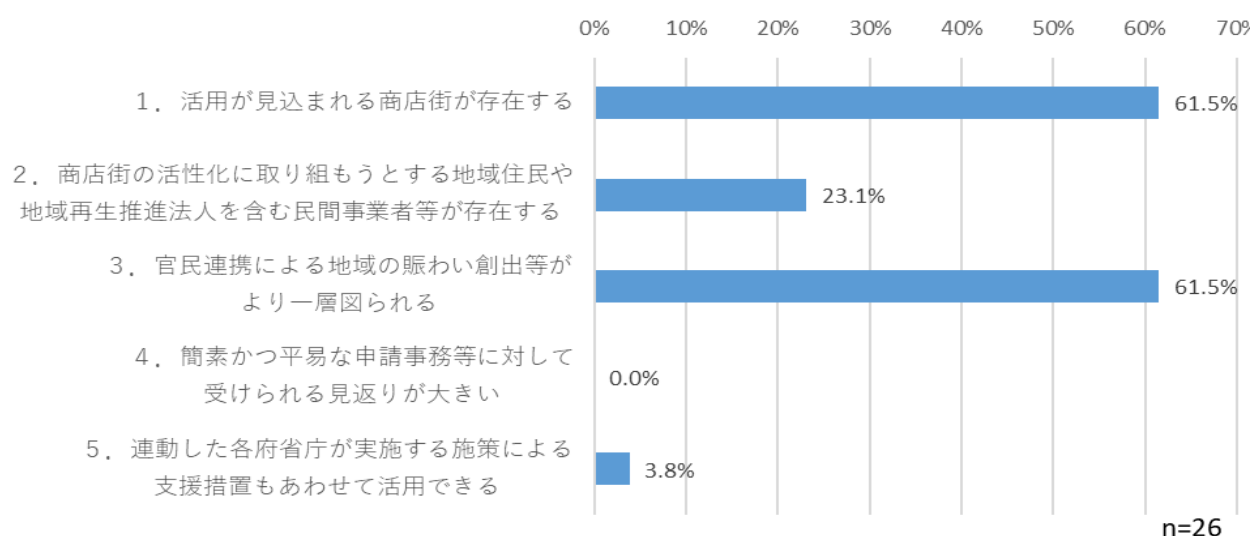
活用実績がない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「1. 活用する余地は大いにある」が1.6%となっている。

図表 25：「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」を今後活用する余地の有無



また、「活用する余地は大いにある」の理由・メリットをみると、「1. 活用が見込まれる商店街が存在する」と「3. 官民連携による地域の賑わい創出等がより一層図られる」が61.5%で最も多く、続いて「2. 商店街の活性化に取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在する」が23.1%となっている。

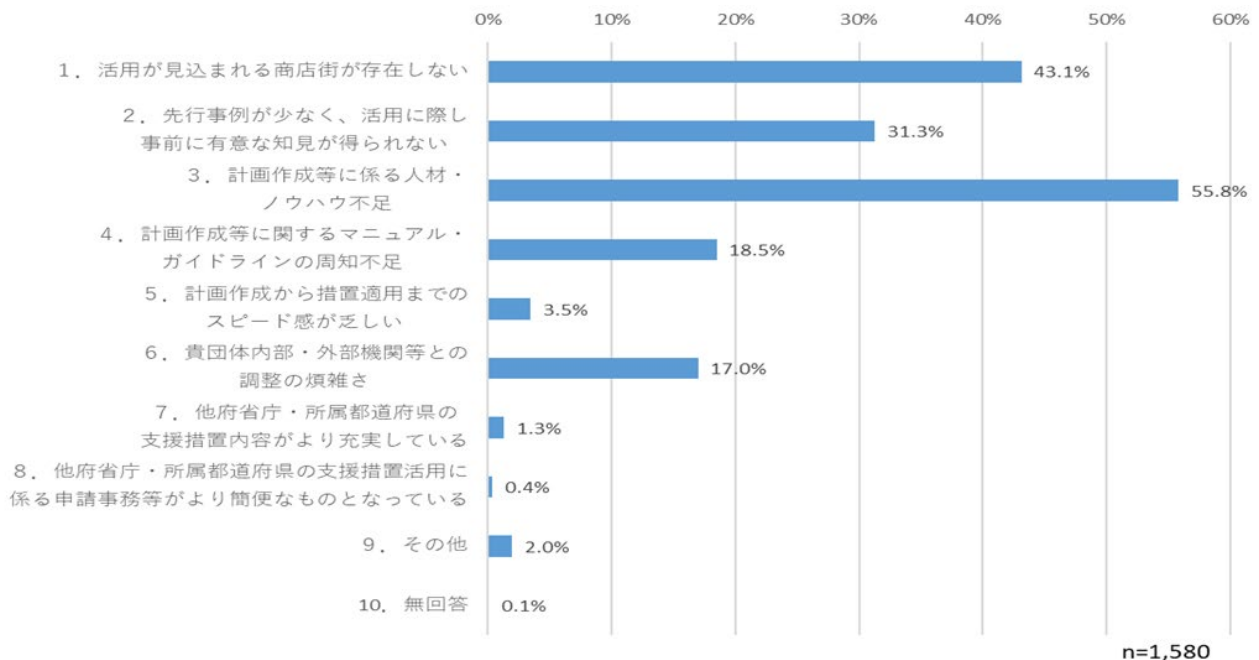
図表 26：「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

一方で、「活用する余地は大いにある」以外の回答をした理由をみると、「3. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が 55.8%、「1. 活用が見込まれる商店街が存在しない」が 43.1%、「2. 先行事例が少なく、活用の際に事前に有意な知見が得られない」が 31.3%となっている。

図表 27 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由



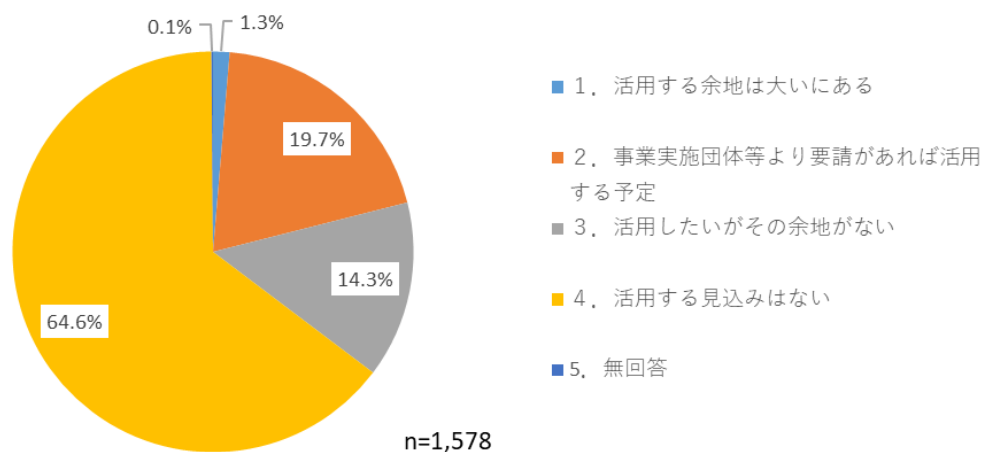
(注) 複数回答のため、合計は 100% にはならない。

⑥ 「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」について

「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」の活用の有無をみると、「1. 現在活用している」が 0.2%、「2. 過去に活用したことがある」が 1.2%となっている。

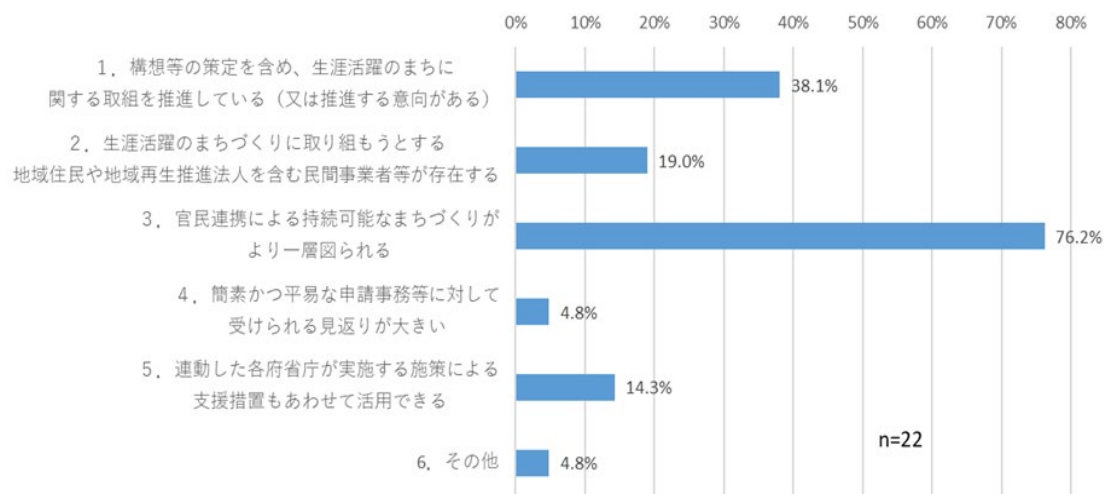
活用実績がない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「1. 活用する余地は大いにある」が 1.3%となっている。

図表 28 : 「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」を今後活用する余地の有無



また、「活用する余地は大いにある」の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による持続可能なまちづくりがより一層図られる」が 76.2%で最も多く、続いて「1. 構想等の策定を含め、生涯活躍のまちに関する取組を推進している（又は推進する意向がある）」が 38.1%、「2. 生涯活躍のまちづくりに取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在する」が 19.0%となっている。

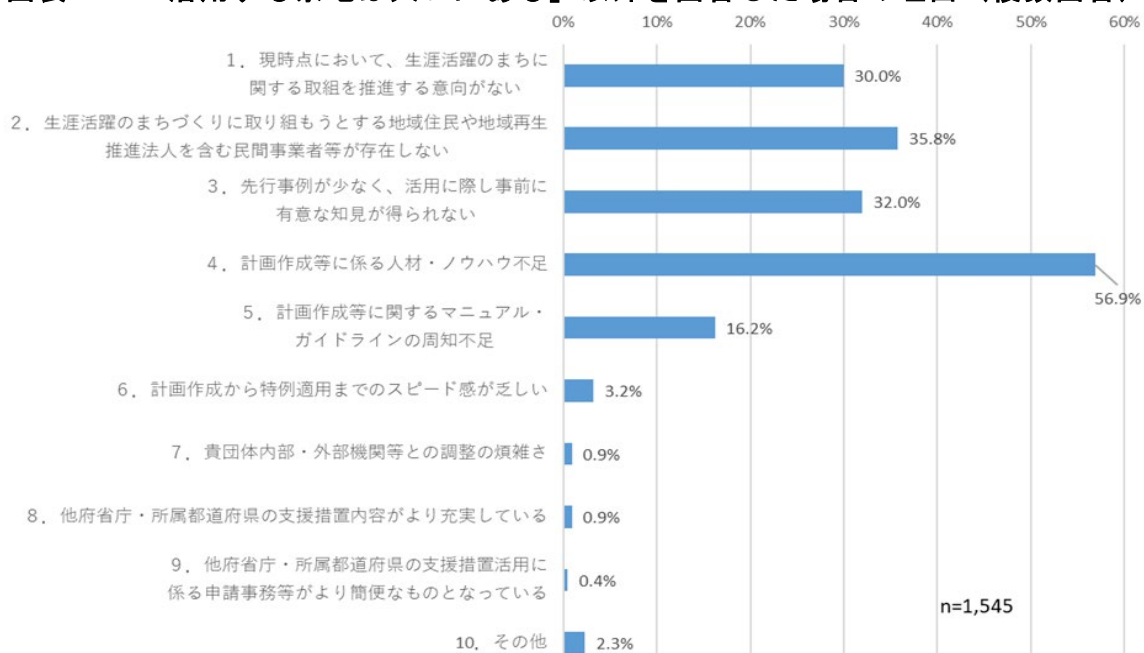
図表 29 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



（注）複数回答のため、合計は 100%にはならない。

一方で、「活用する余地は大いにある」以外を回答した理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が 56.9%、「2. 生涯活躍のまちづくりに取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在しない」が 35.8%、「3. 先行事例が少なく、活用に際し事前に有意な知見が得られない」が 32.0%となっている。

図表 30 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）



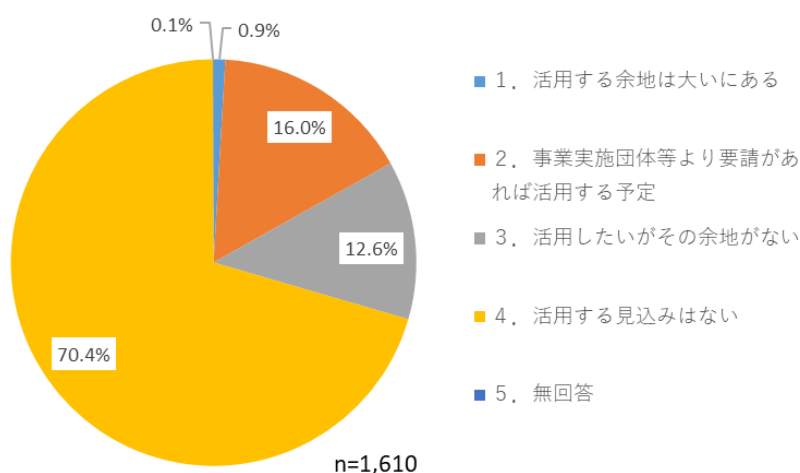
（注）複数回答のため、合計は 100%にはならない。

⑦ 「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」について

「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」の活用の有無をみると、「1. 現在活用している」が0.1%となっている。

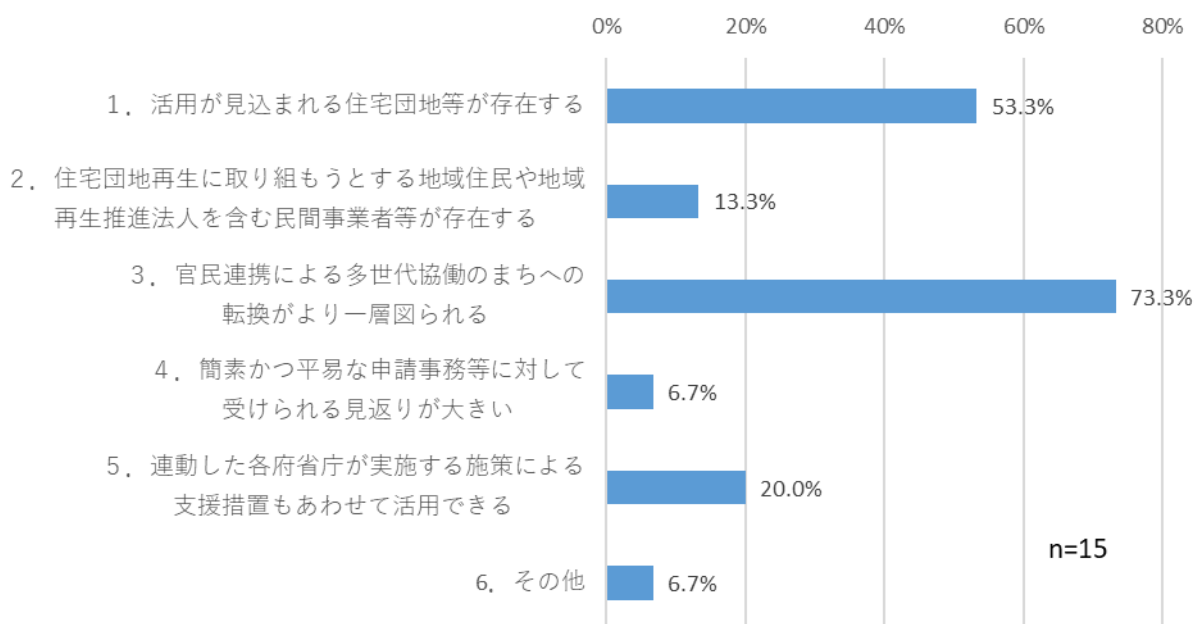
活用実績がない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「1. 活用する余地は大いにある」が0.9%となっている。

図表 31 : 「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」を今後活用する余地の有無



また、「活用する余地は大いにある」の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による多世代協働のまちへの転換がより一層図られる」が73.3%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれる住宅団地等が存在する」が53.3%、「5. 連動した各府省庁が実施する施策による支援措置もあわせて活用できる」が20.0%となっている。

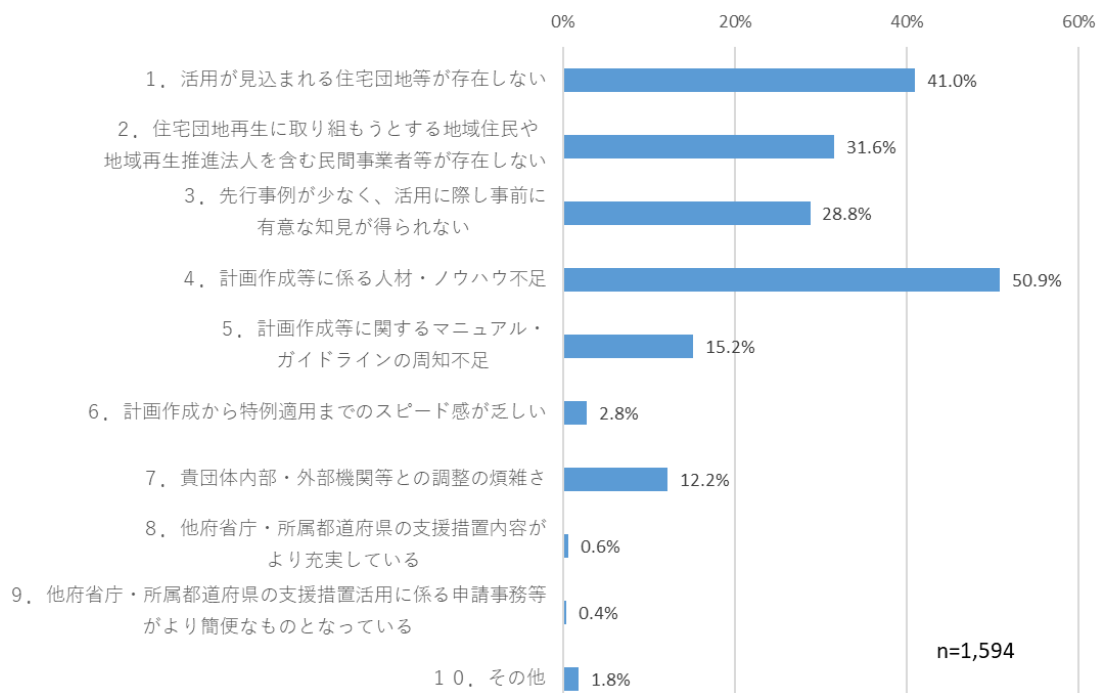
図表 32 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

一方で、「活用する余地は大いにある」以外を回答した理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が 50.9%で最も多く、続いて「1. 活用が見込まれる住宅団地等が存在しない」が 41.0%、「2. 住宅団地再生に取り組もうとする地域住民や地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在しない」が 31.6%となっている。

図表 33 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）



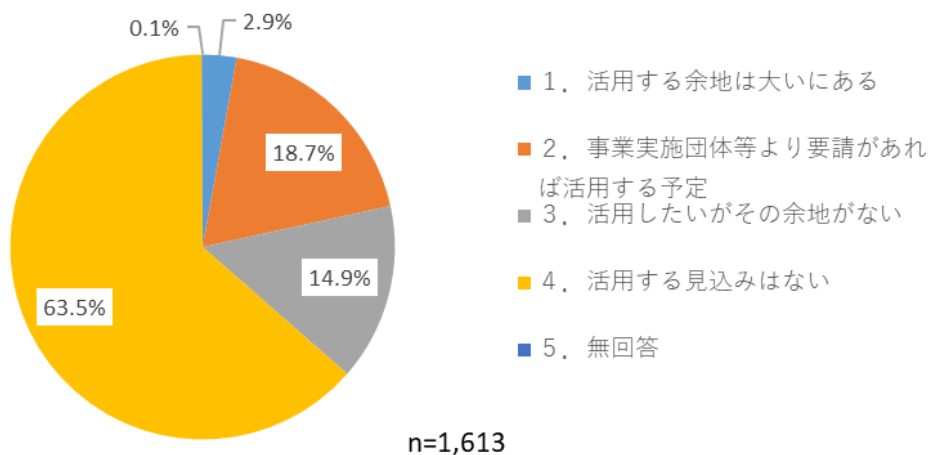
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

⑧ 「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」について

「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」の活用の有無をみると、「2. 過去に活用したことがある」が 0.1%となっている。

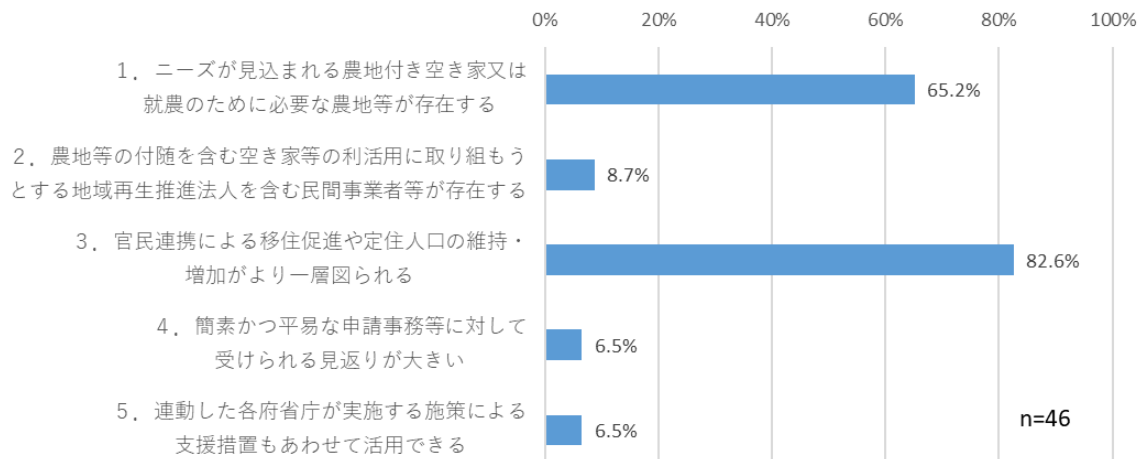
活用実績がない地方公共団体について、今後の活用余地の有無をみると、「1. 活用する余地は大いにある」が 2.9%となっている。

図表 34 : 「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」を今後活用する余地の有無



また、「活用する余地は大いにある」の理由・メリットをみると、「3. 官民連携による移住促進や定住人口の維持・増加がより一層図られる」が 82.6%で最も多く、続いて「1. ニーズが見込まれる農地付き空き家又は就農のために必要な農地等が存在する」が 65.2%、「2. 農地等の付随を含む空き家等の利活用に取り組もうとする地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在する」が 8.7%となっている。

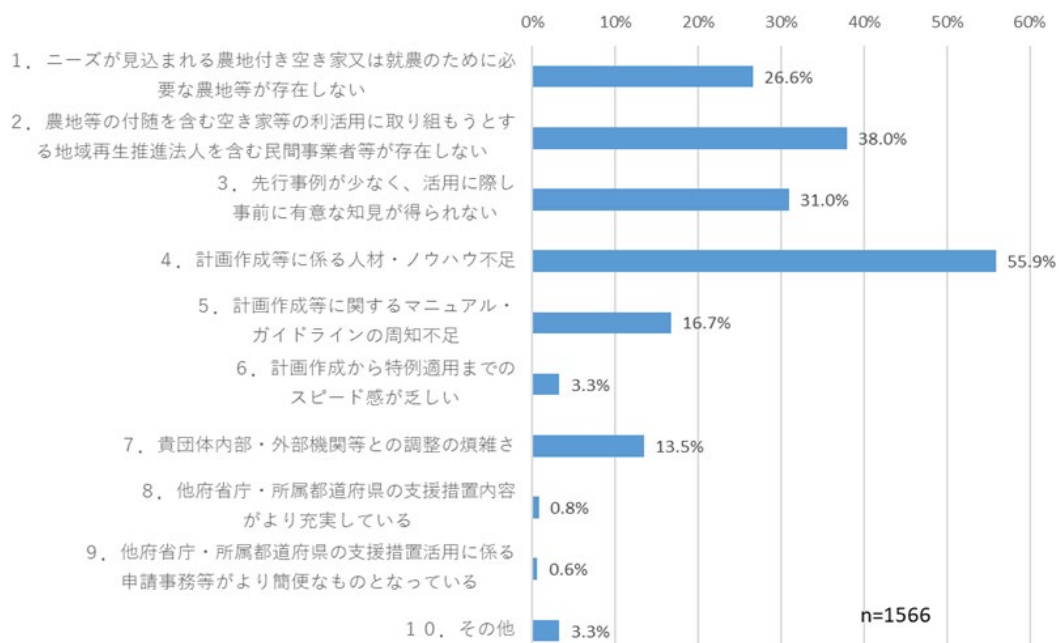
図表 35 : 「活用する余地は大いにある」と回答した場合の理由・メリット（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

一方で、「活用する余地は大いにある」以外を回答した理由をみると、「4. 計画作成等に係る人材・ノウハウ不足」が 55.9%で最も多く、続いて「2. 農地等の付随を含む空き家等の利活用に取り組もうとする地域再生推進法人を含む民間事業者等が存在しない」が 38.0%、「3. 先行事例が少なく、活用の際に事前に関連した知見が得られない」が 31.0%となっている。

図表 36 : 「活用する余地は大いにある」以外を回答した場合の理由（複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は 100%にはならない

＜政策への反映の方向性＞

地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置についてみると、「現在活用している・過去に活用したことがある」と回答した地方公共団体は 92.8%となっており、ほとんどの地方公共団体がその恩恵を受けている。

活用の経緯についてみると、「実施予定の事業内容と支援措置メニューが合致していた」と回答した地方公共団体が 65.1%となっており、産業振興や観光資源の開発、地域コミュニティの強化など、多岐にわたる地方創生に取り組む地方公共団体のニーズにあわせて豊富な支援措置が用意されていることが、支援措置の活用につながっていると考えられる。

地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用の課題についてみると、「ノウハウ・人材不足」が 69.3%、「組織内部の機運の醸成」が 35.5%と、各地方公共団体における組織・人員体制に起因する課題が挙げられている。一方で「申請事務の煩雑さ」が 40.5%、「期間や対象の制約」が 20.3%と、地域再生計画の認定制度に内在する課題についても多く指摘された。申請事務の簡略化や期間・対象を緩和することによって、さらなる利用につながると考えられる。

個別支援措置についてみると、「小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制」、「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」、「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例」、「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置」、「生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例」、「地域住宅団地再生事業計画に基づく特例」、「既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例」のいずれも活用実績はほとんどない。

また、活用する余地についても、「株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」のみ「活用する余地は大いにある」との回答が 10%を超えているが、その他 6 つの支援措置については「活用する余地は大いにある」との回答は 3%以下にとどまっている。

一方で、これら 7 つの支援措置について、「制度を利用したい団体等より要請があれば活用する予定」との回答が 20～30%程度あったほか、「活用する余地は大いにある」以外を回答した理由として、「先行事例が少なく、活用に際し事前に有意な知見が得られない」との回答も 30%程度あったことから、行政への周知のみならず、これらの支援措置を実際に活用することが見込まれる地域住民や民間事業者等の民間団体に対して、支援措置の内容や活用実績のある地方公共団体・民間団体等の事例を広く周知することにより、支援措置の活用のニーズが広がる可能性があるものと考えられる。

(3) 官民連携について

<調査分析の視点>

本調査では、例年、地域再生計画における官民連携の取組に焦点を当ててきたところである。今年度は、官民連携の在り方の中でも、地域再生推進法人を活用した事例に注目し、民としての地域再生推進法人の役割や、地域再生推進法人と連携して、地方創生事業に取り組むに当たっての利点や課題の克服への取組、工夫点等を調査することにより、地域再生推進法人を活用した官民連携の実情や利点、課題を洗い出すことを目的として、ヒアリング調査を行った。

<調査分析の結果>

① ヒアリング調査対象

今年度は、官民連携の取組の一つとして、地域再生推進法人との連携による取組事例を調査した。調査対象は以下のとおりである。

No.	地方公共団体名	認定地域再生計画の名称	地域再生推進法人の名称
1	北海道 江別市	共生のまち江別！江別版生涯活躍のまち	社会福祉法人日本介護事業団
2	北海道上川郡 東川町	多文化・多世代共生のまちづくり“東川版生涯活躍のまち”	株式会社東川振興公社
3	福島県 伊達市	伊達市高子駅北地区全世代・全員活躍のまち事業	株式会社プレイスメイキングふくしま伊達
4	千葉県 匝瑳市	匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画	社会福祉法人九十九里ホーム
5	富山県	「とやま未来創生」ものづくり産業活性化計画	公益財団法人富山県新世紀産業機構
6	山梨県 都留市	学びのmiraいづくりプロジェクト	一般社団法人都留まなびの未来づくり推進機構
7	鳥取県東伯郡 湯梨浜町	若者を呼び込む多世代が充実安心して暮らせるまちづくり計画	湯梨浜まちづくり株式会社
8	鳥取県西伯郡 南部町	「全世代・全員活躍のまち南部町」推進プロジェクト	特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ
9	宮崎県 西都市	①住んでみたい、そして住み続けたい「西都市のくらし」魅力発信・移住定住促進事業 ②地域資源高付加価値化による地域経済活性化計画	一般社団法人まちづくり西都 KOKOKARA
10	鹿児島県大島郡 伊仙町	「長寿と子宝日本一の伊仙町」生涯活躍のまちづくり計画	一般社団法人長寿子宝社

② ヒアリング調査結果

地域再生推進法人を活用した官民連携の取組事例に関するヒアリング調査の主な内容を整理すると、以下のとおりである。

■ 官と民の役割分担

＜官（地方公共団体）の役割＞

- ・ 民間事業者等が単独で自走することが難しい、公的な性質を持つ事業への財政補助を行っている。
- ・ 小規模な民間事業者等にノウハウがない、人的資源が確保できないことによる、事務処理のサポートを行う。

＜民（地域再生推進法人）の役割＞

- ・ 行政と同じ目的のもと、民間事業者等のノウハウやネットワークを活用しながら、行政よりも地域住民に近い立場で取組を進めている。

＜それぞれの役割に対する意見＞

- ・ 官民相互の不得意な部分やできない部分を補い合っている。
- ・ 行政が企画力やネットワーク構築力において優れている民間事業者等の活動をサポートしている。

■ 地域再生推進法人の活用による官民連携のメリット

- ・ 各部署で役割が異なる行政とは違い、行政と地域住民を繋ぐ窓口として機能することで、ワンストップでサービスを提供することができ、地域住民の利便性向上に寄与している。
- ・ 公共性・公益性が付与されることにより、地域住民からの信頼を得て、地方公共団体が進めるまちづくりに関する様々な取組に、横断的・包括的に関与することができる。地方公共団体の首長交代による施策動向や人事異動等に影響されず、長期的な視点に基づいた事業計画を策定し、持続的に運営している。
- ・ 行政が苦手とする分野を民間事業者等が補うという形で、官民が連携して事業に取り組んでいる。
- ・ 相談業務は行政よりも効果があるケースが多い。特に、移住定住支援では、実際の移住者が対応しており、移住者目線で相談に対応することが可能である。
- ・ 地域再生推進法人に指定されることにより、地方公共団体の職員の派遣が可能となることや、諸条件を満たせば地方公共団体との随意契約を締結することができる。
- ・ 地域再生推進法人に指定すると、地域再生に資する各種事業を包括的に委託することができる。また、民間事業者が有するリソースを活用し、幅広い事業を行政と連携して一体的に、かつ迅速に実施することが可能となる。

＜政策への反映の方向性＞

地域再生推進法人を活用した官民連携の取組として、ヒアリング調査を行った事例においては、地域再生推進法人の指定に関する経緯は様々であったが、地域において従来から地方創生に関する取組を行っていた民間事業者等を指定することにした、という経緯が多く見受けられた。その目的は、個々の事業に限定されず、包括的に地方創生に取り組むため、また、長期的な視点で事業計画をともに検討する、という点が多く聞かれた。

また、地域再生推進法人を活用することのメリットとしては、公的な位置付けが付与されることにより地域住民からの信頼が高まることや、官から委託可能な業務の幅が広がることなども挙げられた。さらに、各部署で役割が異なる行政とは違い、民間事業者等はワンストップでサービスを提供するなど、官と民を繋ぐ機能を果たすことで、地域住民の利便性向上に寄与することが強く期待されるどころ、官が苦手とする分野や官が持たないネットワーク・ノウハウを存分に活用できるという官民連携の基本的なメリットを挙げる意見も数多くあった。

地方創生事業は、その効果や成果が出るまでに長期を要することが多い。また、複数の事業を包括的に進めることで、より大きな効果が期待できるといった側面もある。こういった地方創生事業の性質を鑑みれば、地域再生推進法人の活用は、今後の地域再生計画の政策効果を増大させるために重要な視点であると考えられる。

地域再生推進法人の活用が広がるために必要な点として、地域再生推進法人の指定制度が周知されておらず、その活用のメリットが知られていないこと、また、税制上の優遇措置等、指定へのモチベーションを高めるようなメリットが少ないことが意見として挙げられた。

今後の政策の方向性としては、地域再生推進法人の指定制度の周知、税制上の優遇措置等を含めた、地域再生推進法人の指定制度を活用するメリット拡充の検討が期待される。

3. 評価のまとめと次年度に向けた課題

今年度は、認定地域再生計画の達成状況等について支援措置別に分析することに加え、全地方公共団体を対象として、地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置の活用に至った経緯や活用にあたっての課題、主要な支援措置メニューとして掲げているものの活用実績が少ない7つの支援措置の認知度や今後の活用可能性等について分析を行った。さらに、地域再生推進法人を活用した官民連携の取組に焦点を当て、ヒアリング調査を行い、地域再生に資する施策の評価を行った。

地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の活用実績についてみると、「現在活用している」、又は「過去に活用したことがある」地方公共団体が92.8%となっており、地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置は、多くの地方公共団体によって活用されていることがわかる。

認定地域再生計画において活用されている支援措置をみると、「デジタル田園都市国家構想交付金」及び「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」が全体の97.5%を占めており、これらの支援措置は、地域再生計画の認定制度に基づく支援措置の中でも特に多くの地方公共団体にとって活用しやすい支援措置であることが伺える。

地域再生計画の認定制度に基づく各支援措置の活用に至った経緯をみると、実施予定の事業内容と支援措置メニューが合致していることが地方公共団体の制度活用の意思決定にとって重要な要素であることがわかり、このことは地方公共団体が実施したい事業内容に対して、柔軟な支援が可能な「デジタル田園都市国家構想交付金」及び「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」の活用実績が多いことにも表れている。

他方、地域再生制度には上記の支援措置以外にも多様な支援措置が設けられているにも関わらず、それらの活用は伸び悩んでいる状況が続いている。今回の調査では、上記の支援措置を含んだ「主要な支援措置メニュー」として掲げているものの、その活用実績が少ない7つの支援措置

- ① 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制
- ② 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例
- ③ 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例
- ④ 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置
- ⑤ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
- ⑥ 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
- ⑦ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例

の活用実績と、活用されていない理由についてアンケート調査を行った。

その結果、上記7つの支援措置の今後の活用余地については、「②株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例」のみ「活用する余地は大いにある」との回答が10%を超えたが、その他6つの支援措置については「活用する余地は大いにある」との回答は3%以下にとどまった。

活用実績がないこと、又は今後の活用余地がないことの理由は、活用に当たっての人材やノウハウが不足していることと、支援措置を活用する団体等が存在しないことが挙げられている。

一方で、これら7つの支援措置について、「制度を利用したい団体等より要請があれば活用する予定」と回答する地方公共団体が20～30%程度となっているほか、「活用する余地は大いにある」以外を回答した中でも、「先行事例が少なく、活用の際に事前に有意な知見が得られない」を理由として回答する地方公共団体も30%程度となっている。行政だけではなく、これらの支援措置を実際に活用することが見込まれる地域住民や民間事業者等の民間団体に対して、支援措置の内容や活用実績のある地方公共団体・民間団体等の事例を広く周知することで活用のニーズが広がる可能性は考えられる。また、支援措置を活用するための人材育成やノウハウの伝承もあわせて求められている。

今回の調査においても、過年度の調査同様、「制度が複雑であり、理解が難しいため、申請の意思決定に係る心理的な障壁が大きい」、「申請手順の複雑さや、申請書類作成に係る事務負担が多く、事務処理のノウハウやスキル、マンパワー不足により申請が容易ではない」、「地域再生計画の認定申請の際に、各支援措置の簡易な説明や活用事例等が示されたものがあればより活用しやすくなるのではないか」といった意見が見受けられた。

各支援措置を活用したいと考える地方公共団体が、実際に地域再生計画の認定制度を活用するための障壁を解消することが求められている。

令和6年度の調査結果によれば、各支援措置の活用に至るには、支援措置の内容を把握していることも重要な要素となっていることが伺える。今後、7つの支援措置を含んだ「デジタル田園都市国家構想交付金」及び「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例」以外の各支援措置の活用促進のためには、多くの地方公共団体のニーズに沿った支援措置メニューの拡大及び内容の充実だけでなく、支援措置の内容を地方公共団体や実際に活用が見込まれる民間団体等に周知する広報活動が有益かつ必要である。

また、事務手続面に配慮した制度の改善も必要である。特に小規模な地方公共団体では、職員数が非常に限られている。こうした現場の実情を考慮した上で、事務負担軽減の検討や手引・フローチャート等の整備が求められている。

さらに、事務手続の改善について、「デジタル田園都市国家構想交付金」を利用する場合の地域再生計画の申請事務の簡素化は進められているが、このたび新たに創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」においても、引き続き RESAS 等の統計データを活用することによる地方公共団体の負荷軽減や、効果検証についての簡素化に向けて検討を進める必要がある。

地域再生計画の認定制度は、創設から累次の制度改正を重ねることにより、多種多様な支援措置を利用できる汎用性の高い制度へと進化を遂げてきた反面、制度が複雑化していることが懸念される。地方公共団体や民間団体等がそれぞれの支援措置を最大限に活用できるようにするためには、本調査結果を踏まえ、地方公共団体や民間団体等のニーズに沿

った支援措置の拡充、人材育成、ノウハウの伝承、モデル事例の紹介、事務の簡素化を図る必要がある。

地域再生制度において官民連携は重要な要素とされており、行政が持たない民間事業者等のネットワークやノウハウの活用は、地方創生事業を推進していくために大いに期待される点である。

官民連携の取組の中でも、地域再生推進法人の指定制度を活用することについては、民間事業者等に公的な位置付けが付与されることにより、地方創生事業に包括的に取り組むことができるというメリットが挙げられるほか、行政が苦手とする分野や行政が持たないネットワーク・ノウハウを存分に活用できるという官民連携の基本的なメリットも挙げられる。また、短期間で成果が現れないことが多い地方創生事業に対して、地域再生推進法人を指定することにより、官民の長期的かつ安定的な連携が期待されることも重要なメリットであるといえる。

地域再生推進法人の指定制度の活用の拡大は、地方創生への取組を強化・促進するために有益であると考えられるが、その活用が進まない理由として、地域再生推進法人に指定された民間事業者等のメリットが少ないことが挙げられる。地域再生推進法人に指定されることによる税制上の優遇措置や、各種補助金の引き上げ等の明確なメリットを導入することにより、地域再生推進法人の指定制度の活用を拡大させる可能性について検討する必要がある。